

# 子育て支援室よりお知らせ!! ~児童扶養手当制度について~

## 児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

なお、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることになりました。

## 1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母（父）や、母（父）に変わってその児童を養育している人です。父子家庭の父の場合は、児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がい有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童
  - ② 父（母）が死亡した児童
  - ③ 父（母）が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
  - ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ⑦ 母の婚姻によらないで生まれた児童
  - ⑧ 父母とも不明である児童
- ※ なお、所得制限があります。

## 2 手当を受ける手続

手当を受けるには、町民福祉課子育て支援室窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）
- ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ③ その他必要書類  
印鑑、請求者名義の預金通帳を持参してください。

※ 上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

## 3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（各月とも11日、11日が土、日、祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回、支払月の前月までの分を受給者の金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

## 4 手当の額

区 分	児童1人のとき
全部支給の方	月額41,720円
一部支給の方	月額41,710円～9,850円

\*児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人以上はさらに3,000円ずつ加算されます。

\*一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

## 5 手当を受けている方の届け出

次のような届け出をしていただくことになっています。

忘れずに町民福祉課子育て支援室窓口へ届け出てください。

- ① 現況届…………… { 毎年8月1日から8月31日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
- ② 受給資格喪失届…………… { 受給資格がなくなったときに出します。
- ③ 受給者死亡届…………… { 受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
- ④ 変更届…………… { 町内又は県内の町間での住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときに出します。
- ⑤ 転出届…………… { 県内各市（県内の町間の転出を除く）や他の県へ転出しようとするときに出します。
- ⑥ 証書亡失届…………… { 手当証書をなくしたときに出します。
- ⑦ 証書再発行申請書…………… { 手当証書を破損したり、汚したりしたときに出します。
- ⑧ 一部支給停止適用事由届出書…………… { 該当者には通知しますので、期日までに提出します。また、その後は毎年現況届とあわせて提出します。

届け出の用紙は、町民福祉課子育て支援室窓口にて用意しておりますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

問い合わせ先 町民福祉課子育て支援室 (377-5652)